



金審議会全員協議会の次第をお開きください。資料が7点ございます。1つずつ確認させていただきます。

N o.1「第54期埼玉最低賃金審議会委員名簿」、N o.2「埼玉県の最低賃金の推移」、N o.3が「埼玉県特定（産業別）最低賃金の適用対象業種一覧表」、N o.4は、本省で作成しております全国版の「埼玉県最低賃金リーフレット」、埼玉県の最低賃金額928円が掲載されております。

資料N o.5は、特定最低賃金額が決定しました10月以降に、こちら埼玉の事務局賃金室で作成したリーフレットです。同じく資料N o.6のリーフレットは、毎年、様々な自治体様から写真等の提供に基づいて背景に使わせていただいておりますけれども、今年度は飯能市から御提供いただきました、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園を使わせていただきました。

続きまして、資料N o.7になりますが、10月1日に審議会の中で御提案させていただいた公開要項で、改正されたものとなっております。以上です。

佐野会長

ありがとうございます。

それでは、最初の議題ですけれども、議題1は実地視察についてでございます。本日は令和2年度、最後の審議会となります。新年度の審議会は委員の改選期を経て、55期の委員で審議が行われるところではありますが、次年度に向けた方向性について協議していただきたいと思っております。

事務局から、説明をお願いできますか。

賃金室長

実地視察に関しましては、審議会委員が最賃の決定に際して地域等の実態を直接御確認、認識していただくという目的でこれまで実施してきました。平成30年は大宮市内のタクシー会社、令和元年度は、川口市内の鋳物工場を訪問いたしました。1年前のこの時期も、令和2年度の実地視察先を検討しておりましたが、コロナの関係で、一旦中止ということにさせていただいております。

委員の皆様におかれましては、現場に赴いていただくなどして、様々な現場の状況を見ていただき、会社の経営状況や賃金体系、最賃の考え方を社長様から聴取して、または労働者の方から、現在の賃金水準における生活状況、賃金や仕事に対する満足度なども、こういった機会を通してお聞きしてきたところでもあります。

この場で、本来は次年度の実地視察先を検討する時期になっておりますが、このようなコロナの感染状況を受けて、現段階ではその先の見通しが読めないものですから、次年度、第1回の本審で、実地視察の実施の有無を決めさせていただきたいと思っております。ただ、そ

うなりますと、多分7月の初めぐらいに実施するとなりますと、実施時期は11月か12月ぐらいになるということと、あと、どういった業種がいいのかということも、今日御審議いただければ、事務局で準備にもかかれますので、御審議をお願いしたいと思います。

佐野会長

ありがとうございます。今、事務局から説明していただきましたけれども、実地視察は、昨年度はコロナの状況がありまして見送らせていただきました。事務局が段取りをしていただいたのですが、やむを得ないということで見送らせていただきました。来年度につきましては、他局においては、実地視察をしているところがあるようには聞いておりますので、できればしていただいたらどうかと思っております。

実務的に最初の審議会で決めるにしても、そこから具体的にというのものなかなか厳しいので、今、室長から説明していただきましたように、およその時期と、審議をしていて、具体的な日はまた改めて決めればいいのかと思うんですけども、いつ頃行くかということと、どういう業種、場合によっては場所的にこっちに行ってみたらどうかという御意見がございましたら、皆様から積極的に御意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

1つには去年、場所については見送らせていただいたところがありますので、そこに伺うというのも一つ考え方もしれませんし、埼玉県は南北があるので、今度は北のほうの会社を見させていただく考えもあるのかと思うんです。今日はもし出ないのだったら、準備もありますので、少なくとも次回、第1回目ときには具体的な業種とかを考えていただきたいと思えます。

それから、実施時期は7月の審議会の前はとても無理だと思います。そうしますと、早くても11月とか12月頃になってしまうのかと思うんですけども、その頃考えるということで時期的にはどうでしょうか。場合によっては、それさえも延期になってしまうかもしれませんけれども。

平尾委員

1つだけ。実施時期について、従来ですと、地賃を審議する前段で少し現状の実態を把握という位置づけで実施したという結果があるかと思うんですけども、コロナ禍でもあるので、もう一つ秋口で考えるならば、地賃が今年度決定して特賃も決まり、その公開が後のそれぞれの地賃に近いところの実施状況というか、守っていただいているのか、そういう状況を確認するという視点でも一つありかなと感じました。

佐野会長

ありがとうございます。従来だと、今、平尾委員からの御発言のように、審議の前にやっていたんですけども、ちょうど来年度から

2年間の改選期でございまして、2年間の任期の中で消化していくというのも一つかと考えております。

もちろん平尾委員がおっしゃった事も非常に重要な点でございますので、そうした場合には、遅くとも地域最賃が決まった段階ではもう具体的日程を決めないと難しいかとは思っているのですが、大丈夫でしょうか。では、一応次年度の第1回目のときに、この問題はもう一度審議をさせていただいて、具体的な日程と、対象をどこにするかというのを、来年度の地域最賃決定までの間に決めさせていただくということにさせていただきたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長

ありがとうございます。

それでは、議題2は、特定最低賃金の必要性の協議方法についてでございます。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金の金額改正につきましては、関係労使からの申出を受けて、形式的な要件を具備しているか事務局で確認させていただいた後、労働局長による諮問を行っております。例年ですと、7月の初旬から中旬ぐらいに申出を受けさせていただいて、7月下旬の諮問ということになっております。諮問の後申出された特定最賃について、その必要性についての調査審議を行うことになっておりますが、必要性の調査審議においては、当該特定最低賃金が埼玉県の最低賃金に埋没せず、現行の金額より引き上げる必要があるか否かを審議させていただいております。

なお、引上げ額の上限というのは、申出された労働協約における賃金の最低額となっております。引上げの必要性の協議につきましては、昭和57年1月14日の中央最低賃金審議会の答申の了解事項で、全会一致議決に至るよう努力するものとされているところであります。このため、できればそれぞれ合意が得られるように、実情に応じて、早い段階で労使の合意形成に向けた対応が必要になってくるわけですが、これまで埼玉局の場合、特定最賃の必要性の部分の審議におきましては、本審委員の皆様で審議してきました。

ここ数年、最低賃金の上昇幅が大きく、特賃の金額に近づきつつあるわけでありまして。5業種で一番低い非鉄金属製造業最低賃金と、埼玉県最低賃金の差は20円となっております。このため、本審で特定最賃が「必要あり」に至らなかったケースが生じましたら、「必要性なし」とすぐに判断される前に議論を尽くすために、関係労使の意向や当該産業の実態が十分反映されるような小委員会を設置し、そこで

必要性を審議するというを、1年前の審議会の中でも御協議していただいておりますけれども、次年度も継続することにさせていただきたいと思っております。

なお、小委員会を設置することとする場合には、要項等を制定する場合がありますので、4月以降に新しく任命された委員の方々による本審の場で、要項等の制定について議論することとなります。参考としまして、東京局、神奈川局、千葉局の一部の特定最低賃金は、各都最低賃金、県最低賃金に埋没しておりまして、本審とは別に小委員会や特別委員会を設けているようです。そこで当該産業の労使双方に来ていただきまして、必要性の有無の協議を行っているようです。

これに関連することですけれども、本年度試験的に実施した特定最賃の改定の必要性に関する意見陳述ですが、改定の申出があった全ての特定最賃について、事務局において、ホームページ等で広く関係労使から意見書の提出を募集することとし、提出があった方々に対して意見陳述を依頼することはいかがでしょうかという提案となります。

佐野会長

ありがとうございました。ポイントは1つ、必要性なしとした場合に、もっと十分な審議をしたらどうかと。その場は小委員会方式でどうでしょうかという提案でございます。

2番目は、意見聴取について、ホームページで募集するということですよ。

それで、最初の小委員会方式は、今の御説明でお分かりだと思っておりますけれども、必要性なしと結論する前にしなければいけないので、そういう段階になったら小委員会でやるということなので、多分、これは第1回目のときに、小委員会の設置要項を決めるということですかね。具体的な手続でやりますと。やるかやらないかは別として。

賃金室長

そうです。

佐野会長

1点目は、第1回目のときにそういう設置要項を決めたいと。来年度があるかないかは別の問題として、あった場合のことまで考えていきたいと思っております。

続いて、意見聴取をホームページで募集することについて何か御意見はございますか。

具体的にホームページで知らせる時期というのは、第1回目辺りでも大丈夫ですか。

賃金室長

申出が例年ですと7月の中旬ぐらいなのですが、それに伴ってホームページで募集することができます。なかった場合は、それぞれ今までどおりの推薦をいただきたいと思いますと思っております。

佐野会長 整理しますと、従来どおり出していただくほかに、ホームページで募集して、もし複数あった場合には両方御説明に来ていただくことにしてよろしいですか。

賃金室長 複数あった場合は、基本的には応募いただいた方を優先させていただきたいと思います。

佐野会長 御意見がありましたらお願いできますか。

柿沼委員 今回の審議の方法ということでは、もともと最初の入り口としては、労側の我々から、必要性審議の場で当該労使の声をしっかりと聞いて議論したいという提案から、今年は意見聴取が始まって、テスト的に行ったという状況でありますので、まず、小委員会を設置する方向については、我々がテストの後に描いていた形かと思っておりますので、ぜひ設置していただければと思っております。

意見聴取については、今回のトライアルも、直接声を聞く場がないことから、事前の意見聴取を提案させていただいた背景がありますので、小委員会が設置されるということであれば、その場で直接いろいろ当該労使の声が聞けますので、ホームページで募集していただくのは構わないかと思っておりますけれども、必ず事前に意見聴取をしたいとは捉えていないということだけお伝えさせていただければと思います。

佐野会長 小委員会の構成は、本審委員が3名ずつ、そのほかにオブザーバーの方を呼んで、一、二名になると思うんですけども来ていただいて、現状のお話を伺うと。これ以上は私の希望ですが、仮にその本審委員の中でこれについて否定的な考えの方があれば、ぜひその人は入れていただいて、議論していただければと思うんです。そうでないとこれをやった意味がなくなってしまうものですから、そういう方もそれぞれ選ぶときに配慮していただいて、なおかつ、もう一つ重要なのは、結論というわけではないですけども、小委員会である程度話の内容が出ましたら、本審議のときにもう一度それを確認しながら、できるだけ尊重するような形で引き取らせていただければありがたいと思っています。

柿沼委員 1つ目の小委員会についての考え方、労使のイニシアチブを重視するという形での必要性、審議をしっかりと尽くすという点では我々もぜひお願いしたいと。ただ、発動する条件としては、先ほどの説明のとおり、必要性のありかなしかが非常に微妙だということが前提だとい

うことですね。

佐野会長                    そうです。

平尾委員                    逆に言えば、必要性がこれはもう明らかに我々が要件を満たして、提出して、改正の必要性の審議の場についてたときに、今年は大丈夫だというような金額差とかいったものがあれば、小委員会で審議をせずに本審で必要性を審議して判断すると認識していますけれども、よろしいでしょうか。

佐野会長                    そのために、できれば第1回目のときに具体的な審議の感触をつかんでおかないと、なかなか日程的に厳しいとっているんです。どうぞ。

廣澤委員                    私個人としても、地域別最低賃金と特定最賃の差が結構詰まってきたことを踏まえて、労使が小委員会で意見をちゃんとお互いに言い合って、形をつくるのは望ましいと思います。ただ昨年、特定最賃の必要性の有無を、地域別最賃との連動性を少し高めたような形で、後ろにずらさせていただいたこともあったので、またそれはそういうことも含めて、時期については、多少移動があり得ることは想定しておいたほうがいいのかと思います。

須藤委員                    業種別のものにつきましては、必要性を議論するときに、例えばこちらは今まである程度決まった資料で見えていたわけですがけれども、具体的にその資料と同じパターンが決まるのが大分後になってしか数字が固まっていなかったという記憶があるんです。8月とか9月だった記憶があるんですがけれども、どの時点においての数字をもってして必要性があるかどうかを判断するかというのが、7月だと大分前になってしまうのかという気がするのですが、いかがでしょうか。

                                  必要性があると必ず上げなくてはならないという、そのハードルがなければ同額でもいいとか、議論して同額でもいいということであればその後の議論ができるんですがけれども、もうそこで上がるのが確定してしまった場合は、そこまではそれなりの資料がきちんとないと、議論もできないかと思うんです。

佐野会長                    だから上げ幅は、10円上げなさいとか、20円上げなさいということは言ってないんです。上げるとなると1円は上げてくださいという話なので。

須藤委員                    でも、議論しないとゼロかもしれないですね。

賃金室長 必要性の有無の審議というのは前提として1円以上は上げるということですよ。

須藤委員 ということは、必要性があることを出すためには、それなりの資料で議論しないとできない。

佐野会長 事務局としては、多分、7月のときに資料は無理ですよ。

賃金室長 そうですね。

佐野会長 多分、労側でさえもこういう数字を固めつつ集計していないやつがあるけれども、使側だって根拠もつくれていないでしょうね。

平尾委員 今の小委員会、必要性のあるなしの御審議で、須藤委員からも、必要性ありとなれば1円という、それを審議するに当たって必要な資料というお話があったと思うんですけども、多分、この小委員会で、具体的に何を議論するのかというのがポイントになるのではないかと。それによって必要性の資料というか、例えば金額審議ではないと思うので、その時期ですと第1クォーター、例えば第1四半期の数字が県内、あるいはその当該産業の状況、あとは春闘ですと春闘の妥結状況とか、多分、そういったベースになるもの、あとは社会環境の県内の状況。あるそういった数字の中で、当該労使のイニシアチブになるメンバーだと思うんですけども、その中でやっていただくことになるのではないかと私は感じています。

先ほど佐野会長から、本審委員は3名という話もちらっとおっしゃっていましたが、こちらの希望ですが、イニシアチブを取るのであれば当該産業に関わる方が、よく専門部会では最低2名と法律で決まっていますので、それに類するようなことはぜひ御配慮いただきたいというような要望になります。以上です。

佐野会長 本審の中で何も異議がなければ小委員会はやらないつもりです。誤解があったらいけないですけども、設けるものについては、金額審議はあくまでも従来どおりの枠でやると。そうすることになると思うんです。

あと、ほかに御意見はございますか。

菊地委員 一番微妙な危ない非鉄ですけども、地賃が決まって、非鉄というのは、大概一回特賃が飲まれるんです。そういうのがもう分かっているといいですか、地賃の額にもよるのですが、先ほど事務局がおっし



やられました20円という差がある中で、要は20円だと水面でもう埋もれてしまうんです。ということは、「微妙な」というと非鉄はもう微妙な部分だから、小委員会ありきだよねみたいな心構えはしておいたほうがいいかと思っているんです。要は一旦飲まれても特賃でまた上がればというスタンスで今まで来られたものですからあれですけども、ただ1回目のときに、要は中賃のところで答えが出ている場合と出していない場合があったんですかね。その辺で1回目のところで果たして感触の確認ができるのかできないのか、不安というか。佐野会長がおっしゃっているところは、計画的に小委員会も立てなければいけないというのは理解しているので、実際にやるやらないは関係なしに、スケジュール感を持ってやらなければいけないというのはあるのですが、だから地賃との、特賃の飲まれ具合の微妙さというところの感触がその時点でできるかどうか。

佐野会長

多分、それについては、本審は確かに7月末ぐらい、二十二、三日とかぐらいに出てくると思うんですけども、どっちかというところ、ここ数年の議論は政策的なところがございましたので、政策的なことになると、観測のアドバルーンがもう7月の頭ぐらいは大体出ているんです。大体その頃は6月末とか、何か意向みたいのか、具体的にその後閣議決定とか何かになって、目指す方向が出てきて、地賃の場合はそういうところが政策的にあるので、本審でも反映されてくるというのは大きかったと思うんです。そういった報道が、観測がなかったときには、従来の常識的な上げ幅は、多分、特定最賃を考えられるような、会社の、連合さんなんかの数字の上げ幅とそんなに変わらないと思うんです。

その辺を参考にして、必要性のあるなしを決めていかなければいけないと思うんですけども、事務局が意図しているところは、必要ないよね、今年は上がってしまいそうだから、吸収されるんだったら必要ないよねと言うことは早いんじゃないかと。確かに吸収されるにしても、特定最賃のところで金額が上がる場合がありますので、そうすると逆転はないと。そうすると翌年はどうなのかとか、いろいろなところはそのときの状況でやらなければいけないので、確かに菊地委員さんがおっしゃったように、微妙なところは心積もりをしなければいけませんけれども、小委員会方式というのは、やる以上はある程度その辺は割り切りと、事前の準備とかも御協力いただかないと難しいのかと思っています。

菊地委員

一応補足ですけども、小委員会はありきの賛成意見の立場でということ、よろしくお願ひしたいと思います。

佐野会長                    取りあえず今のところは要項を作って、埼玉としては労使それぞれの意見を小委員会方式での議論を経て、必要性の有無を考えていくことにしたいと。多分、それが開かれた審議会なのかと思っています。大体こういうところでよろしいですか。どうぞ。

廣澤委員                    もうちょっと小委員会を具体的にしたいとお聞きするんですけども、そうすると最終的な必要性の有無の確認をする前に、何となくニュアンスを聞くと。すると、その人にとっては、この業種は反対だけれどもこの業種はいいよとか、多分、そこまで話が細分化されないと、先ほど平尾委員がおっしゃったように、どの委員がそこに出るとか、そこが特定されないかという気がしたものですから。

佐野会長                    おっしゃるとおり、できれば7月のときに、業種を考えたら、この業種は例えば4つはいいよと。菊地委員さんがおっしゃったところが厳しいよねと。もうちょっと議論しなければとなったらば、その分だけ小委員会を設ける方向で動かざるを得ないと思います。

廣澤委員                    そうのことですよ。

佐野会長                    はい。

廣澤委員                    そうすると、我々はそこまで一応考えをまとめておく必要があるということですね。

佐野会長                    来年度はどうなるか分かりませんが、取りあえずは要項を作って、そのときに何かいろいろと御意見がありましたらまたおっしゃっていただきたいと思うんです。

整理しますと、小委員会をつくるための要項は作ると。それと、ホームページで、意見募集をするということは御了解いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長                    ありがとうございます。

議題3はその他ございますけど、委員の皆様から何か御意見はございますか。ないようでしたら、事務局からございますか。

賃金室長                    事務局から、2点ほど御説明させていただきます。特定最賃に関することですが、1点目は特定最賃の申出に係る事業所の業種選定になります。2点目は専門部会委員の選出の関係になります。資料を御覧ください。

資料のNo.3とNo.5になります。いずれも特定最賃の適用対象業種が記載されております。特定最賃の申出に当たりまして、特定最賃の対象業種の範囲というのは、原則として、日本標準産業分類によることとされております。この業種というのは企業全体の業種ではなく、事業所ごとの判断となっております。その事業所が適用業種に適合しているのか、これまでも真摯に御検討いただいていると思っておりますけれども、事業の多角化に伴いまして、実態としての事業所の業種がもしかしたら変更になっている場合もあるかもしれませんので、お手数ではございますが、申出に当たりましては、毎年、当該事業所の様子について、製品別の生産高等の実情をよく理解されている方に、引き続き御確認していただきたいと思っております。お願いいたします。

2点目となります。専門部会委員の選出についてですけれども、特定最賃の専門部会委員につきましては、昭和61年2月14日付の中央最低賃金審議会の答申を踏まえ、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の各3名のうち、原則として、少なくとも2名は当該決定等を行おうとする産業に直接関係する労働者及び使用者を代表する者をもって充てなければならないということになっております。

特定の産業に直接関係のない方々が委員となりますと、審議に支障が生じるおそれがありますので、特定最賃の専門部会委員の任命に当たりましては、当該地域において、当該産業に属する事業を行う事業所の方々を構成員とする労働組合、使用者団体等の役職員であって、当該関係者の意向を代表し得る方々かどうか、こちらの事務局で、任命の関係に関しましては確認していただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

佐野会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明していただきましたが、申出事業所の業種の確認と、特定最低賃金の専門部会委員の任命について、御意見のある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。質問でも結構でございます。どっちかという確認ですね、今後そういうふうにさせていただきますということです。

もし御意見等がないようでしたら、これにて終わらせていただきます。ほかに何か。事務局からありましたら、御意見等とかありましたら、ここで今、何か議論するようなことがありましたら、御提案いただいても結構ですけれども、よろしいですか。

それでは、これで令和2年度埼玉地方最低賃金審議会全員協議会は閉会といたします。ありがとうございました。